

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水曜日） 開会 午前 9 時 0 6 分 閉会 午前 1 0 時 1 7 分
場 所	第 2 委員会室
出 席 委 員	委員長 田 境 毅 副委員長 吉 本 智 明 藤 本 和 美 岩 本 知 帆 石 原 昇 黒 木 一 笹 野 康 男 （議長 廣 野 房 男）
欠 席 委 員	鈴 木 久 夫
傍 聴 者	都築幸夫議員、丸山千代子議員、稲吉照夫議員、 藤江徹議員、長谷川進議員、松本忠明議員、 野坂純子議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 住民こども部長 三 浦 正 義 健康福祉部長 大 谷 川 啓 健康保健担当参事 相 川 美代子 環境経済部長 大 熊 隆 之 建 設 部 長 鳥 居 靖 久 建設部次長兼都市整備課長 杉 田 敦 俊 住 民 課 長 本 田 京 子 こども課長 鈴 木 雅 也 福 祉 課 長 横 田 隆 之 健 康 課 長 築 田 聖 太 郎 産業振興課長 春日井 幸 弘 土 木 課 長 小 林 英 男
書 記	議会事務局 主事 安 川 麻 里

会 議 に 付 し た 案	件	第61号議案	幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
		第62号議案	幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正について
		第63号議案	幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
		第64号議案	幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
		第65号議案	幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
		第66号議案	幸田町火入れに関する条例の一部改正について
		第67号議案	幸田町道路占用料条例の一部改正について
		第70号議案	指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）
		第71号議案	令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
		第72号議案	令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
		陳情第12号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
		陳情第13号	保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情
		陳情第14号	介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情
		陳情第15号	医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情

委員長 おはようございます。

本日は、御参集いただきありがとうございます。

時間になりましたので始めたいと思います。

今週の幸田町は、寒暖差がかなり大きくて乾燥が続いておりまして、週末には雨の予報もあります。ぜひ、体調管理のほうは十分配慮していただきたいと思います。

さらに、県内ではインフルエンザの警報が先月から出ておりまして、1か月早くそういった状況になっているということで、町内でも学級閉鎖が相次いでいるという実態になっております。子どもや高齢者の健康を守る視点が一層重要になってるんじゃないかと考えております。

こうした環境の変化の中で、本委員会では、今回は、10個の議案と陳情を4つ行います。こちらでも重要な課題になりますので、議題としてしっかりと皆さんと審議をしていきたいと思います。地域の声と現場の課題をしっかりと受け止め、誰もが安心して暮らせる幸田町の実現に向けて、建設的な議論をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、町長もいらっしゃいますので、開会に先立ち町長より挨拶をいただきます。町長。

町長 皆さん、おはようございます。

ただいま、委員長さんお話ありましたように、寒さも本格的になりまして、これから年末のいろんな飲食等、いろんなたくさん集まる場面が多くなるわけでありますけども、かなりの方もマスクをはめて事前予防されてる方もみえますけども、インフルエンザ等の注射もしながら予防対策をしっかりと取っていただければと思っております。

2点報告申し上げます。過日、民生委員さんの交代がございまして、新しい方に委嘱式も行ったわけでありますけども、半数近くの方が交代されたということで、民生児童委員さん含めてでありますけれども、改めて身近な相談相手として献身的な努力をいただいたということに感謝を申し上げた次第でございます。

それから、もう一点でございますけれども、菱池遊水地の上部利用という今、テーマがありますけども既に愛知県の土地ですから、24ヘクタールうちの3分の1は愛知県の土地ですから、そこに県がカーボンニュートラルゾーンということで県が占有する土地に太陽光発電事業を行うということで計画が進んでおったわけでありますけれども、11月26日、菱池遊水地のカーボンニュートラルゾーン、CNゾーンといいますけども、太陽光発電事業者公募を行いました。それに係って、公募型のプロポーザル評価委員会が開催されたのが11月26日、公募に参加した3社について、4名の評価委員が審査を行った結果、太陽光発電事業者を1社に決定いたしました。

まだ、業者を公表することはできませんので、後日、議会閉会前までには、詳細が発表できると思っております。この結果につきましては、明後日、12月12日に愛知県のホームページで公表される予定です。

なお、評価委員につきましては、4名で構成されておりまして、本町からも環境経済部長が委員として参加しております。ほかのメンバー等を申し上げますと愛知工業大学教授、環境省の地方官協事務局地域脱炭素創生室室長、愛知県からは、建設局治水対策

官、こういった大学教授、環境省、県の建設局の方が3名、そして、幸田町の環境経済部長が評価委員として加わっていたという結果で4名の評価委員さんが審査を行った結果、事業者が1社に決定されたということでもあります。

事業者決定の理由でありますけれども、企画提案書を総合的に評価した結果、最も評価点数が高く、提案内容が優れているためということでもあります。幸田町の関わりということでもありますけれども、愛知県にとっても地産地消の生み出される電力をいかに友好的に使うかということで、幸田町の地域内で活用していただければ一番いい形になるかなとは思っておりますけれども、工業団地も近くにあります。

でも、愛知県は、愛知県としての事業の中で県内で地産地消のいろんな電力の効率的運用を図られるということなので、今後、こういったシステムでこういったような売電システムだとかそういうことがあるかというのは、今後だということで、私どもはこれをうまく観光資源にはなりませんけれども、一つのカーボンニュートラルの取組として、何らかの形で側面的な支援ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、この詳細等につきましては、閉会日までに業者決定を氏名を公表されますので、その辺を踏まえて報告できるような紙資料で提供できればなと思っておりますのでよろしくお願いします。

本日は、福祉産業建設委員会に当たりまして、たくさんの提案される議案等がございます。慎重審議の上、本会議におきましても可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

委員長　ここで報告いたします。9番、鈴木久夫委員は、疾病のため、本日の委員会を欠席する届出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより、福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会　午前　9時06分

委員長　これより、議事に入ります。

さきの定例会、本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第61号議案　幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第61号議案　幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第61号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第62号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第62号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第63号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

6 番、岩本委員。

6 番岩本 知帆 一点だけ、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、議案質疑の際にある程度お聞きしたんですけれども、実際、0歳と1、2歳が午前、午後と別になっているかと思うんですが、これ兄弟で使いたいという場合というのは、具体的に決まってきましたかというのをちょっと一点お聞きしたいかなというふうな。

委員長 こども課長。

こども課長 0歳と1歳、2歳を午前中と午後で分けさせていただいておりますので、兄弟が0歳と1歳がおった場合にどうなるかという御質問かと思えます。

その点につきましては、検討させていただきまして、乳児0歳と一、二歳のほうは、発達の程度がちょっと違うということがございまして、保育指針のほうでも保育の内容がちょっと違うということで扱いが別になるということで、今の段階では分けてお預かりするのが安全かなというふうに思っております。

また、今後、運用していく中で様子を見ながらこの方法で保育できるかということについては、状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

委員長 6 番、岩本委員。

6 番岩本 知帆 分かりました。子どもの発達等で見れば、多分、0と1、2は別のほうがいいかなと思うんですけれども、この制度で行けば母親のちょっと休息って考えますと、やっぱり同時に見てもらうという体が大事になってくるかなと思いますので、実際、制度が始まって、利用者さんの声等、ぜひ反映してどんどん改善していただければなと思いますのでよろしくお願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 はい、状況はわかりますので様子を見ながら可能であれば、実施をしていきたいと思えます。

よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

13番、笹野委員。

13番笹野 康男 今、質疑のときに大方理解をしておるわけでありすけれども、この制度自体は、本当に国の制度の中でやっていかないかんよと、こういう話であるわけなんですけれども、実際問題、幸田町の人が利用することが多いのか少ないのかという部分は、私、疑問かなと。いろいろな形で施策は展開をしてみえますので、これで十分いけてしまうんじゃないのかなという感じがしてならんわけでありす。

でもしかし、だがしかしです。もうつくらざるを得ない、やらざるを得ない、こういう点があるわけでありす。そういう中で、いろいろな規制がついて回るわけでありす。ひと月10時間だよと。ということは、2.5時間の中で4日しかないわけでありす。それを例えば、もう少し長くとか、長くても一日に2.5時間だけじゃなくして、いや、こういう話も出てくるんじゃないのかという感じがしてならんわけでありす。

そして、午前午後の分け方、先ほども話があったんですけど、そういうことも十分検討する余地がある。それとただ、お母さん方、保護者の関係でやらざるを得ないと、こういうことですから、ストレスの問題の解消とかいろんなお母さんの要するに考え、いろいろ、色んな部分でストレスの解消にもなるし、ちょっとしたお買物か何かでもあるでしょうけども、そういうことを踏まえたときには、本当に誰でも保育ができるような体制をつくっていくと、こういう考え方は丸なんですけれども、でもほかの保育園でもやれる体制はあるじゃないのかな、逆に言えば。というような感じがしてならんわけでありす。そこの点を今後、本当に利用者が少なくなってきた場合、どういうふうに考えていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと同時に、もっと利用者を増やしていきたいのかっちゅう考え方を持つのか持たんのか、この部分もお聞かせを願いたいなど。

委員長 こども課長。

こども課長 誰でも通園制度につきましては、最初につきましては、一応、ルールをつくらせていただいてやらせていただくんですけれども、利用者様の声だとか、現場の声を聞きながら運用については考えていくべきかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、誰でも通園制度につきましては、保育園に入れない方、家庭のおうちで見てる方を保育園に預けられないので悩んでしまうところをピックアップしながら、それプラス、子どもにつきましても、子どもの成長というところで誰でも通園制度の施設を使うことによって、子どもがほかの子どもと触れ合うだとか、保育士と接触を持つということで、子どもの成長というところも目的とした事業となりますので、運用開始はしなきゃいけないというルールになっておりますので、始めさせていただきながら、様子を見ながら保育等していけたらというふうに考えております。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 私は基本的には、未満児以下は、0歳児も含めてですけれども、やはり、家庭でお母さん、お父さんがやっぱり保育をするのが一番子どもにとっては丸じゃないのかなと、こういう感じがしてならんわけでありす。

特に、昔のお母さん、お父さんはそうやってやってこられたと。今は、働き方改革とかいろいろ問題があって、働かにやいかん、人材的なことが足らんということで働きに出ると、そういうことも踏まえて、やはり、そういう制度ができてなおかつ預けられる人がいない、預けることができないから、誰でも入れるような施設をつくってほしい、こういうことだろうとは思いますが、果たしてそれで、要するにほかに保育園ちやう、公立保育園があるわけでありますので、0歳児から3歳児までも、これ全部受けましようやと、そういう形になった場合はどうなんですか。行政側がそういう形をした場合、利用的な問題もあるでしょうけども、そういう考えを持てば、こういう制度は一緒にたにできると、合体できちゃうわけですけど、そういうことはどういうふうに考えていかれるのかなというふうなんですけど、どうなんでしょう。

委員長 こども課長。

こども課長 未満児の子は、特に、おうちでやっぱり見ていただきたいというのは、はい、僕もそう思います。そうですね、今の時代、両親の方が共働きであるというところがあったりとか、おうちで見られる方もいらっしゃるんですけども、常に、おうちで見ていかれる方は、やっぱりずっと見てると本当にかわいい子どもですけれども、悩んでしまうこともあるかなと思いますので、こういった制度があるというのは、一つの役には立つのかなというふうには思っております。

あと、以上児もやったらというところの投げかけがあったかとは思いますが、また国からそういう指示があったら検討はしていくべきかなと思いますけども、現状でいくと、ちょっといろいろ課題があるかなというふうには思っております。

すいません、お答えになってるか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

13番笹野 康男 結構です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第63号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第63号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第64号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ありませんか。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本 和美 この子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正ということで、子育て援助活動支援事業をファミリーサポートセンターということをお聞きしたんですけども、子育て支援センターの中には、家事サポートもあるかと思うんですが、今回、この家事サポートのほうは入っていないとか、この条例の中には入

れていないということでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 はい、家事サポート事業のほうにつきましては、その他、町長が認める事業という中に今回は含まさせていただきました。

家事サポにつきましては、もう国の事業というわけではなくて、町の単独事業になりますので、今回は、乳児通園支援事業のほうが入るということと、今まで、国の事業としてやっておりましたファミリーサポート事業等がしっかりと国の事業名と当時、入っていなかったというところを整理させていただいたというところで考えております。

よろしくお願いいたします。

委員長 1 番、藤本委員。

1 番藤本 和美 はい、分かりました。

今後は、4 月 1 日から、こども家庭センターができるかと思うんですが、そこができたとしても、この子育て支援センター、上六栗の子育て支援センターが、ファミリーサポートセンターの家事サポートのほうも、両方とも全て問合せは上六栗のほうということでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 はい、今までどおり家事サポもファミリーサポートセンターのほうも子育て支援センターということで、家庭センターにつきましては、御相談いただいたときにそういう事業があるよということで紹介をしていくような形になると考えております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第64号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第64号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第65号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第65号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第65号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時22分

再開 午前9時24分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第66号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

1番、藤本委員。

1番藤本 和美 すいません、この許可書の件で、運用についてお聞きいたします。

条例ですと、この許可書の交付ですとか、返納、許可書の携帯というふうに書いてあるんですけども、この辺りは、改正後は、条例、削除されていたり、変更になるかと思うんですが、運用自体が変わるということですか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 申し訳ございません。ちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

1番藤本 和美 火入れの許可書についてなんですが、この条例の改正前ですと、許可書の交付、返納、携帯というふうに書いてありまして、改正後は、この部分がなくなっていたり変更になってるんですか、この許可書というものの自体がなくなるということでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、失礼いたしました。

許可書については、今度、条例のほうで規定するではなく、規則のほうで新たに規則で制定するという流れになります。届出については、今までとは変わりはありません。ただ、条例で様式を指定するではなく、規則のほうで指定するということになります。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 今、課長の答弁の中で、規則で対応していくよと、こういう話でありますけれども、この規則自体は、もうできておるんですか、いつ示されていくんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この規則であります、この12月で制定をする予定であります。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 確かに、区長さんたちにも詳しく説明をされておるとは思うんですけども、そういう中で、やはり火入れの問題というのは非常にそれぞれの従来、ある程度、勝手にといったら怒られちゃうけども、火入れをした部分があるじゃないですか。だから、そこらの点をどういうふうに行行政側として指導していくかということは、非常に必要な。そのためにしっかりした規則の中でこれはあかんよ、こうすべきだよ、条例の中にあるわけでありまして、それを徹底してやるためには、やっぱり地元の住民の皆さんの考え方、意見も十分取り入れて、やっぱり周知をしっかりとしないといろいろもめごとができるかなというふうに思うんですけども、そこらの点

はというふうに考えていますか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今回の議案質疑の部長答弁でもありましたけど、やはり、届出が必要だということ知らない住民も多数おると思います。今回については、月に1回程度でありますけど、幸田町の公式LINE、SNSを活用して、住民の周知に諮っていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第66号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第66号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第67号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第67号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてを原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第67号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第70号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 高齢者生きがいセンターを4月から移設された、要するに、クリンスイの三菱クリンスイの後と外カの後に行かれるわけでありますけれども、この中で指定管理を5年間で4,250万という中で行かれると、こういうことなんです。

これは、年間でいきますと、850万ということでありますけれども、6年、7年ですと、本会議でも言われたんですけども、530万2,000円でしたかね、そういうふうで契約をしている。この中には、やっぱり電気料も管理人の人も増えるけども入ってるよと、こういう話で今回増額されておると思うんですけども、実際問題は、この指定管理をするときに私はあえて言うならば、町民会館の電気料の関係もある。ここには、電気料がちゃんとしっかり入ってるんですよ。町民会館のとは入ってない、今回でも、次の指定管理分かりませんが、審議をしないかんかって、実際、入ってるんですか、入ってないんですか。

例えば、余分にかかった場合は、町で、要するに後から補正で上げていくよと、こう

いう体制ができておるんですけれども、そういうことは、今回はここに関してはないよと、こういう話ですよ。電気料も全部、管理料も全部含めてこれだけだよと、こういう体制の中で年間850万を組んでいるとこういうことで考えていけばいいわけですよ。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今、笹野委員おっしゃるとおり、今回の高齢者生きがいセンターの指定管理に関しましては、電気代、水道代、光熱水ですかね、全て含めた積算のほうをさせていただいております。

ちょっと場所が変わりますけれども、これまでの利用状況ということを加味しながら、算出させていただいているということと、今後の物価高騰というんですかね、そういったところも踏まえましての850万というような形で計算のほうをさせていただいております。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 確かに物価高騰、いろんな問題で人件費もそうですけれども、上がってきておる中で、やっぱり上げざるを得ないと、これは当然だろうなとこういうように思うわけであります。

そうしたときに、特に、今度、3か所に分かれての施設だと、こういうことでありますので、交流館も含めて管理人が1人常駐させるよとこういう話の中で、やっぱりこれを上げてきたと、これは致し方ないことかなというふうに思うわけであります。

ただ、そういう指定管理の場合ですと、やっぱりトータルで、やっぱり何もかも管理料も含めて指定管理料を払うと、こういう考え方でやっておられるということに関しては、いいのかなというふうに私は思っていますので、よろしく願いをしたいなというふうに思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ありがとうございます。

今回、金額、最初、始めたときは大きいなと正直に感じたところではありましたが、交流館には管理人1人配置ということで1人工分の人件費というか、管理人さんの金額も上げさせていただいております。

しかしながら、今後、DXではないですけども、電子的な管理ということも踏まえていきたいなというふうには考えております。

そうした場合に管理人さんの管理のお仕事なくなってしまうということもあるかもしれませんが、そういったところもシルバー人材センターと協議させていただきながら、経費節減ではないですけども、今回、上限を設定させていただく中で、年度間の協定の中で整備させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 今、課長が言われるように、いや、そういうことでDXの関係でそういうふうに管理人が必要でなくなってきた、それは減額すればいいわけですから、そこらの点は、頑張っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第70号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）を原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第70号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

委員長 13番、笹野委員。

13番笹野 康男 どこに資料が行っちゃったか分からなくなっちゃった。要するに、大草の要するに、老人憩いの家の関係で補正を組まれたということですよね、200万。それは、基本設計、実施設計をやっていくよとこういう話であるわけでありますけれども、これ12月補正で組まれたということになります。

これは、住民からのいろんな話があった中で組まれていったと、これは仕方ないのかな。ただ、言えることは、最初、7年度の予算査定のときになぜきっちり組めなかったのかな、トータルのお金の予算組むときのお金の問題もあるでしょうから、なかなか難しかったと、こういう話だろうと思ってるんですけども、そうしたときにやっぱり、いろいろ住民の方から、区長さんからもそうですけど、そういう話があって、どうしても要するに、いろいろ問題、雨漏り等々、やっぱりしっかり修理をしていかないかん、こういうことになって、今回は、繰越明許までを考えながらも、補正を組まざるを得なかったと、こういうように私は理解をしとるわけでありますけれども、ですから、組むほうもそうなんですけども、当初予算に組めなくても9月でも12月でも補正を組んで繰越明許をしてまでも私は町民のために事業をしていくということは、私は考えていていいじゃないのかなこういうように思うわけであります。

だから、今回の大草の老人憩いの家の修理に関してもやっぱりこれは、私は、もっと本当は早くやってほしいわけなんですけども、仕方がなかったとこういうふうに理解をして繰越明許でもいいですけども、来年の予算にはきっちり寄せて早く事業が完了するようにやってほしいなとこういうふうに思います。

よろしくお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 笹野委員のいろいろと、はい、ありがとうございました。

おっしゃるとおりですね、当初予算の際には、様々な事業の優先度等を考慮させていただきながらということではございましたけれども、今回、住民さんの意見等も踏まえて、また早急にしていかななくてはならない、また防災、避難所になっている場所でもあります、能登半島の地震等もありましたけれども、そういった中で整備のほうを

早急に進めていきたいなというところもございましたので、まずもって町の事業として今回、実施させていただくものであります。

来年度につきましても、この設計を基に実際工事を早期にできるように努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第71号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第72号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第72号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで町長の挨拶をお願いします。

町長。

町長 ただ今、10項目にわたりまして私どもが提案いたします議案について、慎重審議承りありがとうございます。

条例改正等、一部改正等を伴うものもありまして、これから制度の周知徹底ですかね、そういったところをしっかりとわきまえた上で住民の方々に新しく改正される内容について、説明責任もありますので、しっかりと説明する場を設けていきたいと思っております。

本日は、慎重審議ありがとうございました。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

ここで10分間休憩といたします。

すいません、理事者は退席をお願いします。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時51分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書全文の朗読は省略し、件名、陳情者の氏名・住所・陳情の趣旨と陳情事項の主な内容の朗読をもって説明とさせていただきます。

なお、個人の陳情者の住所等を公開することについては、本人から承諾を得ております。

委員長 陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長にお願いします。

副委員長 それでは、陳情第12号について朗読させていただきます。

件名は、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

陳情者は、名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号愛知自治体キャラバン実行委員会、代表者森谷光夫氏であります。

陳情項目1件目は、自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保護のために行ってください。として、情報システム標準化の下でも自治体独自の施策を維持・拡充してください。の陳情をはじめ、2項目の陳情であります。

陳情項目2件目は、県民の要望である市町村の福祉施策を充実してください。として、安心できる介護保障の陳情をはじめ、9項目の陳情であります。

陳情項目3件目は、国及び愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。として、国に対する意見書については、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。の陳情をはじめ、9項目の陳情。

愛知県に対する意見書については、国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。の陳情をはじめ、6項目の陳情であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

1番、藤本委員。

1番藤本 和美 この陳情書に関しては、介護・福祉・医療などの社会保障の施策の拡充についてということですが、この介護・福祉・医療についての社会保障は、私は見直す必要があると思っております、この陳情に関しては反対の立場で意見をさせていただきます。

やはり、今、本当に困ってる人には支援をするというのは、変わりはないんですけれども、しっかりと持続可能なものに見直す、抜本的にこれを保障の制度を見直す必要があるというふうに思います。

所得が、今、中間層が没落してしまって、非常に苦しい思いをしているという、ここをまず改善しなければ、この社会保障の制度に対して給付を受ける方がどんどん増えていってしまうと思っておりますので、そういったことをまず改善する、それから、何で

もかんでも無償化することによって何が起こったかというふうに考えたときに、不要な人にまで政府が生活の面倒を見ていかななくてはならないようなことになっていないかというふうに私は思っています、例えば、病院のコンビニ受診みたいな形で病院が無料だから、とにかく軽い風邪でも病院に行こうとか、薬をもらおうとか、薬を出すほうもそうなんですけども、そういったふうに質の低下ですとか倫理観が欠如してしまわないかということを非常に危惧しております。

そういったことから反対の立場をさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

6番、岩本委員。

6番岩本 知帆 私は、反対の立場から意見を出させていただきたいと思います。

今も社会保障の実際、この制度自体の充実というのは重要なんですけども、やはり、藤本委員おっしゃったように、やっぱり無償になったことで不要な受診というのを進めてしまうと、実際、医療費の圧迫ということもありますし、実際、国では介護保険の報酬改定とか医療DX化等で、実際、今、議論が進行しているところでもありますので、やっぱり国政レベルの議論が進む中で、今、幸田町から意見を出すというのは、ちょっと今時期ではないんじゃないかなと思いますので、そのような意見から反対の立場で意見を出させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野委員。

13番笹野 康男 私も今、お二人の委員の方からの話と考え方は一緒なんですけれども、確かに今、世の中物価高騰等々で本当に皆さん苦勞して見える部分もあると思うんですけども、やはり、本当に何でも無償化と、こういうことに関しては、やっぱり考えていかなざるを得ないのかな、財政運営の問題で。国だってそうです。

国でも、要するに、多くの借金をしてまでも出してくる、補正を組んで、今回も補正を組んでおるわけですけど、本当にそれで果たしていいのかどうか、確かに、個々にやっぱりそれぞれの負担はあっても僕はいいのじゃないのかなというのが一つあるわけでありまして。だからある程度、施策だから全部、安くただで、こういう考え方のどうしても納得ができないと思います。

ただ一点、本当に住民目線から見ると、あれもしてほしい、これもしてほしい、例えば、学校給食も無料にしてほしい、医療費も無料に、こういう意見ばかりが出てくるわけでありまして。

だから国の政策の中で、やっぱりそれぞれ考えていただいている部分はあるわけでありまして、町でわざわざ、幸田町にわざわざこういう意見書を出してまでも国に求めていくということは、僕もする必要はないというふうに思っています。

幸田町でも18歳の医療費の無料化もしておるわけですが、住民の医療の関係で。だから、幸田町としては十分にやってみえるということがあります、ですから、あえて、国に要望していくことはないのかなと、出していくことはないのかなとこういうふうに私自身は思っていますので、この件に関しては反対の立場でいきたいなというふうに思い

ます。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第12号 介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての陳情書を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第12号は、不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第13号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情を議題といたします。

副委員長、朗読をお願いします。

副委員長 それでは、陳情第13号について朗読させていただきます。

件名は、保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情であります。

陳情者は、名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階、愛知県労働組合連合、議長西尾美沙子氏であります。

陳情の趣旨は、国に対して意見書を提出してください。として、保育士・学童保育支援員の賃金が高産業平均水準となるよう、国の責任で処遇改善を図ること。そのために必要な公的財源の導入を拡充すること。をはじめ2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

6番、岩本委員。

6番岩本 知帆 私は、こちらの陳情に対して、反対の立場からお話しさせていただきたいと思います。

実際、保育とか学童現場の人材確保って本当に重要な課題ではあるんですけども、実際、処遇改善も必要だなというのは、十分理解はできます。ただ、実際、国とか県でも、既に処遇改善だったりITCの導入補助などもありますので、実際、幸田町として、その枠内でうまく活用しながら、どんどん対応していただきたいなと思いますので、まずは、今ある既存のものをうまく活用をしていただいて、その後、活用しきった段階でも不足という場合でしたら、そこから議論をするべきではないかなと思いますので、反対の立場から意見をさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

1番、藤本委員。

1番藤本 和美 私もこちらの陳情に関しては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

人材確保ということなんですが、保育士さんの不足というのが、保育士さんからお話聞いてますと、やっぱり0歳から預けるといこと、それから11時間保育が始まって、

それから、もう一つ、やっぱりちょっと気になる子が増えてきたということがあるというふうにお聞きしたんですけれども、先ほどの協議会のほうでも条例の件で話がありましたが、やっぱりお母さんが外で働くことのみが女性の輝きみたいな、そういう風潮であったりとか、そういうふうにさせていかざるを得ない経済状況がやっぱり問題であって、0歳から預けざるを得ないというのが、私はよくないなと思ってます。

なので、子どもを見たいお母さんは、子どもが見れる、働きたいお母さんは働くという、ちょっとめり張りのついたことがやっていけるようになれば、この保育士不足というのも解消されていくと思いますので、私は、そちらをまずやっていただきたい、全員が、お母さんが0歳から子どもを預けなくても暮らしていける、そういう社会をまずつくるべきかなと思ひまして、こちらの陳情には反対いたします。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野委員。

13番笹野 康男 私も反対の考えであります。

確かに、幸田町では、学童保育の関係でも十分に待機児童がないようにとこういう話も聞いております。幸田町としては、十分やってみえるのかなというふうに思っています。

ただ一点、公定価格の見直しに関して、やっぱり国の考え方の中で進めていかないといけないのかなというふうに思ってますので、確かにそれは、国が要するに考えていただけると、こういうふうに私は思っております。

ただ、今、藤本委員が言われたとおり、やっぱり0歳児、未満児も先ほども言いましたが、親御さんができれば育ててほしいなというのが思いであります。

ただ一点、こう家庭においてどうしても預けていかざるを得ないと、こういうことで0歳児から預けるといのは、本当に保育士にとっては非常にえらいわけでありますけれども、そういう部分、やっぱりしっかり精査してやっていかないと、本当に人が人員的にも足らなくなる、すると費用的にもかかってくる、こういうことであります。

だから、本当に何といいますか、親御さんたちにもっといろいろ考えてほしいなというのを私、個人的な考え方でありまして。やっぱり子ども一番、大事なときです、3歳児までが。そこらをよく十分理解をしていただいて、どうしてやったら子ども、子育てができていくかということを真剣に考える場所といいますか、教育といいますか、そういうことのほうが僕は大事じゃないのかな、ただ、お金を出す、人が足らんから公定価格を上げようとか、そういう考え方だけで事を成していくということは、どうしても、理解ができないというのがありますので、これは私は反対の考え方でありまして。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第13号 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第13号は、不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第14号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

副委員長、朗読をお願いします。

副委員長 それでは、陳情第14号の陳情、朗読させていただきます。

件名は、介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情であります。

陳情者は、陳情第13号と同様であります。

陳情の趣旨は、国に対して意見書を提出してください。として、介護・障害福祉従事者の賃金が他産業の平均水準と同等となるよう、公的財源の投入を国に求めること。をはじめ3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

委員長 6番、岩本委員。

6番岩本 知帆 反対の立場からお話しさせていただきたいと思います。

こちらですけど、介護・障害福祉の現場で人材不足とか、専門性の高い人材を集めるとか課題等が多いことは、重々周知はしておるんですけども、国自体が今、介護保険、賃金等の見直し等もすごいやっていくよということでお話がもう出てますので、しっかり国で今、見直しがかかっている段階ですので、その段階では、今、国の動きをしっかりと見ていきながら、今今出すところではないんじゃないかなと思いますので、今後の国の動きを見ながら、実際、出てきたものを活用していただいて現場の声を反映できたらなと思います。

以上です。

委員長 1番、藤本委員。

1番藤本 和美 私も反対の立場で意見を述べさせていただきます。

これも、ちょっと今までのものと少しかぶるところがあるんですけども、介護もやっぱり持続可能な抜本的見直しがやっぱり必要だと思ってまして、介護も法律ができて20年ぐらいたつかと思うんですけども、そのときのまま今運用されているということも問題だと思いますし、やっぱり、これからも高齢者はどんどん少子高齢化ということで増えてきますので、どこまで元気でいられるか、健康でいられるか、こういった予防プログラムであったりとか、健康増進のためのそういった施策を打っていく必要があるかなと思っておりまして、無尽蔵にこの介護・障害福祉に全ての国の予算を投入していくというのは、もう今も無理な状態になってきてますので、ちょっと抜本的な見直しのほうも求めますので、私は、今回のこの陳情に関しては、反対とさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野委員。

13番笹野 康男 私もこれは反対の立場であります。

要するに、介護報酬自体をもっと十分に対処できるように、こういう話でありますし、また、特に公定価格、報酬の部分をもっと上げてほしいとこういう要望であるわけがあります。

介護に関しては、本当にもう二十何年前から介護制度ができてから、本当に結構老人の方も増えてきたと、特養も幸田町に最初にできて、もう今は3件あるわけでありましてけれども、そういう中で、やっぱり介護施設が増えることによって何といいますか、町費が非常にこう増えていくのは間違いないわけであります。

だから税の部分で負担が結構ついてまいります。だからもう在宅でできれば、そういう形で在宅介護ができる方向を国も示しておるわけでありましてけれども、できれば、健康な人を育てる施策、先ほども言われましたけども、私もそのとおりだと思ってます。

介護にならない施策をやっぱり十分にすべきだ、単なる報酬だけじゃないよと、こういう部分で行かざるを得ない、また行くべきだと私は思っています。

これについては、無理やり公定価格を上げることに要望していく、このことについては、私は反対の立場であります。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第14号 介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第14号は、不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第15号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

副委員長、朗読をお願いします。

副委員長 それでは、陳情第15号を朗読させていただきます。

件名は、医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情であります。

陳情者は、陳情第13号と同様であります。

陳情の趣旨は、国に対して意見書を提出してください。として、陳情項目1件目は、全ての医療機関に対して、以下の措置を講じることとして、2025年春季賃上げにおける他産業との格差是正（3％）及び、今年度に予定されている最低賃金引上げ（6％）相当分をカバーできる賃上げ支援を公費により全額保障すること。をはじめ2項目であります。

陳情項目2件目は、医療・看護職の離職防止、並びに人材確保のため、医療従事者の賃金水準を他産業平均と同等レベルまで引き上げる政策を速やかに実行すること。であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

委員長 1 番、藤本委員。

1 番藤本 和美 この陳情に関して反対の立場で意見を述べさせていただきます。

これも先ほどの陳情の中でも触れたんですけども、やはり、病院が黒字化を目指すということ自体が、私は何だかおかしいなというふうに思ってます、過剰、経営が悪化するから病院側は、経営のことを考えて、例えばベッドを埋めようとか、薬を出そうというふうに考えてほしくないなと思ってます。

過剰医療をやめることも一つですし、こういったことを予防医療のほうにシフトして、みんな、国民が健康でいられるにはどうしたらいいかって、そういったふうに考えたほうがいいのではないかなと思ってます。

ですので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

6 番、岩本委員。

6 番岩本 知帆 私も反対の立場から意見していきたいと思います。

実際、医療現場の状況でいいますと、本当にマスク 1 枚、物品 1 枚でも、コスト管理というのは、実際、もうみんなすごくされてはいて、病院自体、本当に経営というところを考えますと、いろいろ厳しい面というのは、十分理解できる場所ではあるんですけども、実際、国がもうまた、いろいろ賛否ありますけど、お産の保険化だったりとか、実際、診療報酬とかの補助制度の見直しをこれからどんどん進めていくということでもありますし、実際、財政が無限にあるわけではありませんで、しっかり、国としてどういうところにかけていくのかというのを議論していただくのが先かなと思いますので、現時点で、幸田町としてどうこうまだ意見を言う時期ではないのかなと思います。

以上です。

委員長 13 番、笹野委員。

13 番笹野 康男 私も反対であります。

これは、本当に診療報酬の改定だと、こういう話でありますけれども、確かに、今、マスコミ等も言っております、病院が赤字だよと、一般診療はもうけていると、こういう話が出ておるわけでありますけれども、本当にこれは抜本的に変えてもらわんと、僕らは、ちょっと正直言って分かりません。そういう点では、やっぱり難しいのかなという感じがしてならんわけ。単なる、診療報酬を上げていくのか、給料を上げていくのか、それだけで果たして病院としていいのかどうかという問題、私はあるだろなと思っています。単にこの関係で財政支援を求めて、これに関しては私は反対の立場であります。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第15号 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第15号は、不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。

長時間、熱心に御審議いただきありがとうございました。

これにて、散会いたします。

閉会 午前10時17分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和7年12月10日

福祉産業建設委員会
委員長